

**計量行政審議会答申をふまえた
計量制度の見直しについて
〈平成29年度政省令改正の概要〉
(平成30年1月版)**

平成30年1月

経済産業省

産業技術環境局

計量行政室

<目次>

1. 計量制度見直しの検討スケジュール

／計量行政審議会答申

(今後の計量行政の在り方 – 次なる10年に向けて –)

2. 改正の概要

- 2-1 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加**
- 2-2 自動はかりに対して新たに検定を実施**
- 2-3 型式承認における試験成績書の受入れ**
- 2-4 特殊容器の使用可能商品の追加**
- 2-5 平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の
免除期間特例措置の廃止**
- 2-6 検定証印等の年号表記及び表示方法統一**

1. 計量制度見直しの検討スケジュール

／計量行政審議会答申

(今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－)

計量制度の見直しの検討スケジュール

平成28年	2月～3月	「計量制度に関する課題検討会」（3回開催） （事業者等からの要望及び論点整理）	
	5月～8月	計量行政審議会（総会（2回）、基本部会（3回）開催） 見直しの方向性を答申（案）としてとりまとめ（消費者等有識者を含めて審議）	
	9月～10月	審議会答申（案）パブリックコメント	自動はかりの使用者に該当する 関係省庁への説明・業界団体へ の説明会等を実施
	11月1日	計量行政審議会答申とりまとめ	
平成29年	4月～5月	政令改正案パブリックコメント	
	6月21日	政令公布	
	7～8月	省令改正案パブリックコメント	
	9月22日	省令公布 ／今後も政省令改正を段階的に行う（次年度以降を含む）	
	10月1日	政令施行 （一部条文は公布の日から施行）	

○「**計量行政審議会 答申（今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて）**」（平成28年11月1日とりまとめ）

http://www.meti.go.jp/committee/keiryo_gyosei/pdf/report001_01.pdf

○**計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令が閣議決定されました（平成29年6月16日）**

<http://www.meti.go.jp/press/2017/06/20170616002/20170616002.html>

○**計量法施行規則等を一部改正しました（平成29年9月22日）**

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/32_seishoreikaisei_rireki.html#h29

計量行政審議会 答申〈概要〉

計量制度見直しの論点 – 3つの視点 –

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能。

今般、計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度見直しの21の論点を、以下の3つの視点から整理し、見直しの方向性を検討。

視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

・論点1

計量器開発の効率化
(型式承認における試験成績書受入れ)

・論点2

国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

論点例

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

・論点8

特定計量器として規制することを検討すべき計量器

視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

・論点16

検定証印・定期検査済証印等の年号表記及び表示方法の統一

・論点19

特殊容器使用可能商品の追加

2. 改正の概要

(2-1 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加)

2-1 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

施行日：平成30年4月1日（非自動はかり及び燃料油メーター）、平成30年7月1日（自動捕捉式はかり）、平成31年（2019年）7月1日（ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール）

① 器差検定を中心に行う指定検定機関の指定申請が可能に

現行指定条件

- ・器差検定
- ・構造検定
- ・型式承認の試験
- ・指定製造事業者の品質管理の調査
(・変成器付電気計器検査)

新設

器差検定

構造検定

⇒器差検定を中心に行う
指定検定機関を指定へ

(一部の構造検定は行うものとする)

○ 指定区分

- ・非自動はかり
- ・自動はかり (下記4器種)
- ・燃料油メーター(※)

※自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る

自動捕捉式
はかり

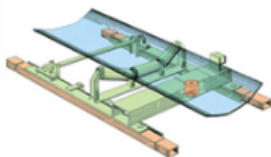
(キャッチウエイヤ)



ホッパー
スケール



コンベヤ
スケール



充填用
自動はかり



<固有の要件>

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で要件を満たす者が検定を実施
- ・日本全国で検定業務を行うことが原則だが、地域ブロックでの指定が可能など



2-1 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

『器差検定を中心に行う』とは（例：非自動はかりの場合）

器差検定を中心に行う指定検定機関において行うことができる試験

○器差検定

○構造検定(一部)

・個々に定める性能の技術上の基準に係る試験 ・表記の確認 等

（正味量 風袋計量装置 繰返し性 偏置荷重）
（感じ 零点設定装置の精度 風袋引き装置の精度）

現行所有設備要件

・基準分銅
・基準はかり

・恒温恒湿装置
・静電気放電試験装置
・瞬時停電検査装置
・電源ノイズ特性試験装置
・電磁波障害試験装置

器差検定を中心に行う
指定検定機関が所有しなければ
ならない設備は
・基準分銅 ・基準はかり のみ

構造検定（一部を除く）を
行うための専用装置は不要

2-1 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加

②指定検定機関の中立性・独立性を担保する基準を明確化

現行の指定基準では、中立性・独立性を担保する基準として、「指定検定機関と検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと」としているが、今回の改正により、その基準を詳細に規定

- ①検定を受ける者が、指定検定機関の親法人でないこと
- ②指定検定機関の役員に占める、
検定を受ける者の役員・職員の割合が2分の1を超えないこと
- ③指定検定機関の代表が、検定を受ける者の役員・職員でないこと
- ④検定実施部門が部門として独立していること
- ⑤検定実施部門の役員・職員が、検定に影響を与える
他部門の役員・職員を兼ねないこと

≫ **制度の信頼性を担保した上で指定検定機関への民間参入を促進**

2. 改正の概要

(2-2 自動はかりに対して新たに検定を実施)

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器への追加【施行令第2条関係】

適正な計量の実施を確保するため、「自動はかり」を特定計量器へ追加

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

国際法定計量機関（OIML）において検定の技術基準が整備・確立し、かつ国内に流通量が多い**ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール及び自動捕捉式はかり**の4器種を検定の対象とする。

※検定の対象となるのは取引又は証明に用いられているものに限る。

名称	ホッパースケール	充填用自動はかり	コンベヤスケール	自動捕捉式はかり
主な計量対象	穀物類、配合飼料等	食品、粉体、飼料、薬品等 (小容量)	鉱物類、穀物類、飼料等	加工食品、飲料、薬品等
特徴	各種原料等をホッパーに流入している状態で質量を計量し、一定量（設定値）に達すると、ホッパーから下流へ排出	各種原材料及び製品を、一定の質量に分割して袋、缶、箱などの容器に充填（ランダムな質量を取捨選択して目的の質量にするタイプもある）	ベルトコンベヤで連続輸送される原料及び製品の受渡しの際に計量	箱、袋、缶などの形態で計量を行う。欠品等の判別や異物混入を選別する機能も備えている
具体例				

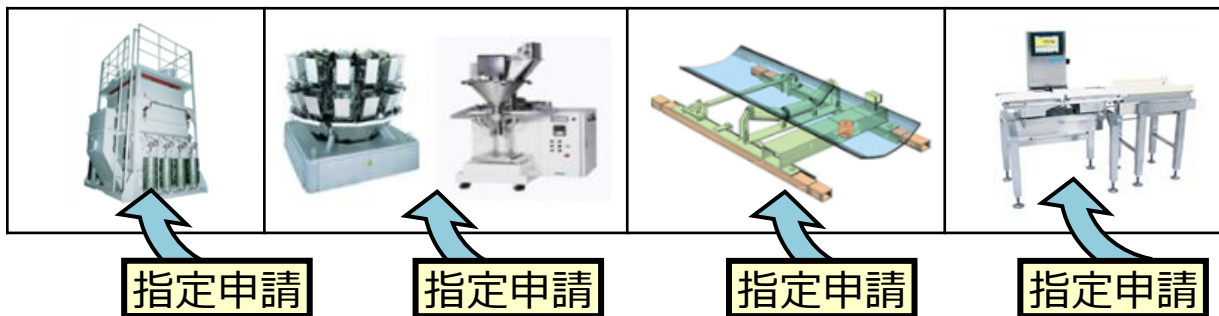
2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

③指定検定機関の指定の区分の追加

【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり の4器種それぞれの項目を設ける。



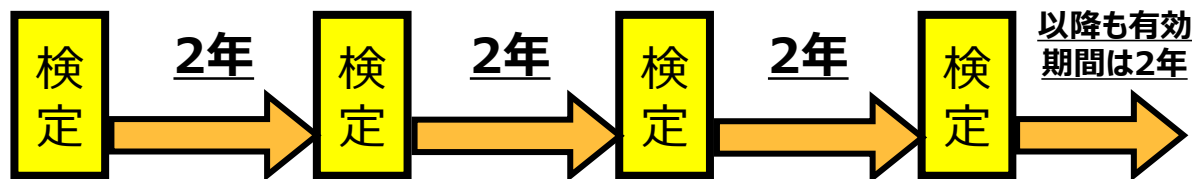
④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】

自動はかりの検定の有効期間を2年と設定。

ただし、**適正計量管理事業所**が使用する自動はかりの有効期間は6年とする。

（※修理後等は有効期間によらず従来通り検定が必要）

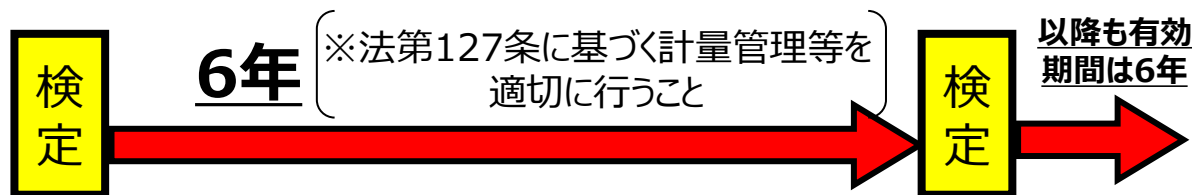
一般的な事業所



適正計量管理事業所



※特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものとして指定された事業所



※有効期間の起算日は、検定を行った日の翌年度の4月1日

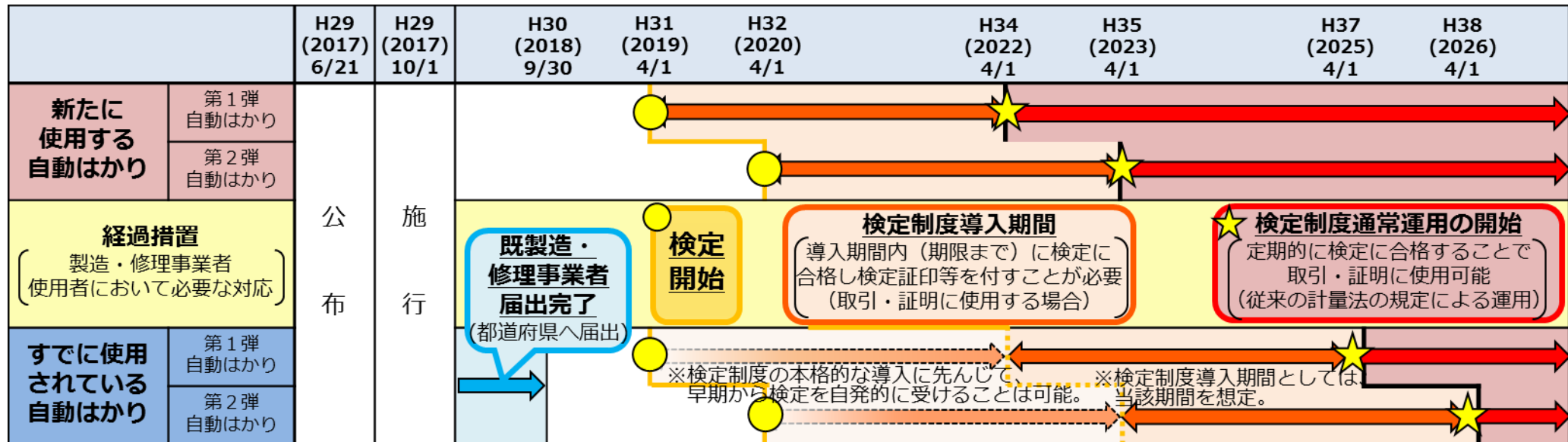
⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

検定実施主体は**産業技術総合研究所**、**指定検定機関**を規定。

（型式承認を行う産総研、器差検定を中心に行う指定検定機関）

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置



既製造・修理事業者届出完了

すでに自動はかりの製造(修理)を行っている事業者は、
平成30年(2018年)9月30日までに届出書を都道府県に提出

検定制度導入期間

検定開始(第1弾：平成31年(2019年)4月1日、第2弾：平成32年(2020年)4月1日)後、各自動はかりごとに定められた検定制度導入期間内に検定の合格が必要

※(再掲)検定有効期間：2年(適正計量管理事業所で使用のものは6年)

新たに使用する自動はかり：

平成34年(2022年)4月1日まで(第1弾)、平成35年(2023年)4月1日まで(第2弾)

すでに使用されている自動はかり：



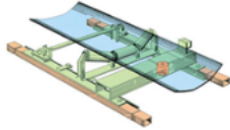


平成37年(2025年)4月1日まで(第1弾)、平成38年(2026年)4月1日まで(第2弾)

(※上記期間を経過後は、通常(通常)の特定計量器の扱い)

検定制度通常運用の開始

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施

施行日：平成29年10月1日

	ホッパースケール 	充填用自動はかり 	コンベヤスケール 	自動捕捉式はかり 	その他の自動はかり
製造及び修理事業の届出区分に追加	○	○	○	○	○
※原則として、取引又は証明に使用しているかどうかに関わらず、製造・修理の届出を行ってください					
検定実施(政令規定)	○	○	○	○	—
経過措置 (確認済証) → 	既に使用されている自動はかりについて、以下の期日までに検定を施し、確認済証を付す				—
		平成38年(2026年) 3月31日まで		平成37年(2025年) 3月31日まで	
適正計量管理事業所(適管)での届出	○	○	○	○	○
経過措置	既に適管の指定を受けている事業所で自動はかりを使用している場合、検定開始日(※)から右に示す期日までに、特定計量器の追加にともなう変更届を提出				平成38年(2026年) 3月31日まで
		平成38年(2026年) 3月31日まで		平成37年(2025年) 3月31日まで	平成38年(2026年) 3月31日まで

※その他の自動はかりについては、平成31年(2019年)4月1日から

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 自動はかりの技術基準

技術基準（検定方法等）はJISで規定する

【スケジュール】（予定）

- ・ 自動捕捉式はかり：**平成30年（2018年）中**にJIS改正公示
- ・ その他の3器種：**平成31年（2019年）中**にJIS改正公示

→ 自動はかり共通の要件については、自動捕捉式はかりJISの中で慎重に検討し、当該検討状況を、他の3器種のJISに反映する方向。

【現段階での検討の方向性】

- ◎（必ずしも直接基準器でではなく）実際に計量するもの等を使用した検定の許容
- ◎ 既使用はかりについて、新たに使用するはかりに比して緩やかな要件での検定とする
 - ・ 構造検定の一部省略
 - ・ 「個々に定める性能の技術上の基準」(個々定)による構造検定の許容
 - ・ 実目量(=検定目量)と表示目量との相違の許容 …など

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

Q1. 全ての自動はかりが検定の対象となるのか。

A1. 自動はかりの使用者において、検定の対象となる4つの自動はかり（ホッパースケール・充填用自動はかり・自動捕捉式はかり・コンベヤスケール）に該当し、かつ当該自動はかりを取引又は証明に使用する場合は、検定の対象となる。

Q2. なぜ自動はかりは定期検査ではなく検定を受検することが必要なのか

A2. 定期的に行うものを検定とするか定期検査とするかについては、自動はかりの検定・検査が全国的に継続的かつ遅滞なく行われる体制を担保する制度とするために、実施者の機関として一定の要件を設けることとすることにより、その実施者を指定検定機関（又は産業技術総合研究所）とし、定期的に行うこととしている。

Q3. 所有している自動はかりが、検定の規制対象となる自動はかり4器種に該当するかは どう判別するのか。

A3. 原則、国際規格であるOIMLを基礎とした各種JISの定義に基づくこととなる。今後、製造事業者及び使用者等の実態も踏まえ、必要に応じて個別に判断をすることも予定。

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

Q4. 指定検定機関の検定手数料はどうなるのか。高額となり負担増となるのでは。

A4. 指定検定機関の検定手数料は、民間団体である指定検定機関が市場競争の中で個別に決定することとなる（認可制）。なお、産総研における検定手数料は、今後手数料令で規定する(平成30年度を予定)こととしているため、これが一定の参考になりうる。

Q5.自動はかりは、大型設備でラインに備え付けのものがほとんどであるため、器差不良による不合格の場合、その場で器差調整して再検査を受けて合格しないとライン全体が停止してしまう。

A5.既に使用されている自動はかりの構造検定の一部省略や従来のメンテナンスと連携した実施も含め、検定の受検に際して今後行う具体的な仕組みの整備とあわせて、検定での使用者への新たな負担を可能な限り軽減する取組を整備していく予定。

Q6.「新たに使用する」と「すでに使用されている」の線引きはいつになるのか。

A6.対象の自動はかりが、下記の日付以前から取引又は証明に使用している場合、「すでに使用されている」自動はかりとなる。

第一弾自動はかり（自動捕捉式はかり）：平成34年（2022年）3月31日

第二弾自動はかり（ホッパースケール等の3器種）：平成35年（2023年）3月31日

2-2 従来より検定を行っている質量計において自動はかりも新たに検定を実施 その他のよくある質問と回答

Q7.適正計量管理事業所の指定を廃止した場合の自動はかりの有効期間の取扱いについて、検定から2年を経過していた場合には、適管の廃止届の提出と同時に自動はかりの検定の有効期間が超過しているとの扱いとなるのか。

A7. 適正計量管理事業所の廃止と同時に自動はかりの有効期間は2年となり、前回検定から2年を経過した場合には有効期間超過となる。当該自動はかりについては、取引又は証明に使用した場合、法第16条の違反。

Q8.適正計量管理事業所において、自動はかりを管理対象とした場合の自主検査（施行規則第75条第2項第2号）の開始時期はいつからが適切か。

A8.自動はかりを所有する適正計量管理事業所においては、施行規則で定める日（自動捕捉式はかりの場合は平成37年（2025年）3月31日。自動捕捉式はかり以外の自動はかりの場合は平成38年（2026年）3月31日。）までに、自動はかりの特定計量器の追加に伴う適正計量管理事業所の変更届を提出する必要がある。その変更届を提出した日以降、自主検査が必要となる。

※（参考）取引・証明について

※主として自動はかりの使用者の方向けに、「取引」／「証明」の考え方に関する理解を深めていただくために、一般的な考え方を示したものです。

参考 1. 「取引」/「証明」とは

検定対象 4 器種に該当する自動はかりを
取引又は証明 に使用する場合は検定を受検する必要があります。

計量法第2条第2項

取引：有償であると無償であるを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為

証明：公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること

(参考) 計量法関係法令の解釈運用等について (平成29年3月)

1 「取引」「証明」等の定義の解釈について

(1) 「取引」とは

有償、無償を問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為。

(2) 「証明」とは

公的機関自らが行い、若しくは公的機関に対して、公に又は業務上 (反復継続的に) 他人 (証明を行う者以外の者) に対して計量されるものが一定の物象の状態の量を有するという事実 (特定の数値までを含むことを要するものではなく、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。) について真実であるということを表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は含まれない。

参考2. 取引又は証明のための計量に該当／非該当事例（一般例）

	該当する場合	該当しない場合
取引	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉販売に際しての質量の計量 ・ガソリン販売に際しての体積の計量 ・タクシーの料金算出に際しての距離の計量 ・農家が庭先で農産物を販売する際の質量の計量 ・服地販売に際しての長さの計量 ・倉庫に物品を保管する際の保管料算定のための長さ及び体積の計量 ・宅配便等小包料金算定の際の質量及び長さの計量 ・委託加工賃を物品の質量によって決定する際の質量の計量 ・店舗の賃貸料を決定する際の面積の計量 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造事業者が生産工程において内部的に行う各種の計量（材料の調合、長さのチェック等） ・家庭内での計量（日曜大工で棚を作る際に板の長さを計量、お菓子づくりの際の小麦粉の質量の計量等） ・友人間等での単発の物品のやりとりの際に行う計量（業務上とは認めがたいもの） ・たまたま隣人に米を分ける際に行う計量
証明	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体が一般に公表するために行う濃度等の計量 ・国税庁が行う酒税賦課のためのアルコール濃度の計量 ・土地の登記に際して行う面積の計量 ・工場等が行政機関に報告するために行う排水量の計量 ・病院や学校において行われる体重測定の結果が、健康診断票に示され通知、報告等される場合の体重の計量 	<ul style="list-style-type: none"> ・客に体重を計ってもらうために店頭で設置されたはかりを使用する際の体重の計量（単なる自己の健康管理用） ・研究所等が内部的に行う各種の計量

参考3. 自動はかりの取引又は証明の該当しない事例

該当しない場合

・商品の製造工程管理に係る計量その他内部的な行為であって、業務上その結果が他人に表明されない計量

例えば、原材料の配合量を商品等に表示しない場合であって、取引先との契約の要件にも該当しない場合における、商品等の製造工程上の計量。

・社内におけるデータ蓄積を目的として行われる計量

例えば、社内の生産管理等に使用するために、質量結果をデータとして蓄積し、個々のデータを対外的に公表しない場合の計量。

・商品等の取引に用いる際に行われる計量の前段階に目安として行う計量

例えば、工場内で包装商品を製造する過程で、包装商品の最終的な計量を行う前段階で、おおよその目安としての計量を行っている場合。



**上記のような場合に使われる自動はかりは
検定の対象ではありません。**

参考 4 . 取引・証明に関する Q & A

Q 1 : 自動はかりで計量の後、非自動はかりでサンプル検査をしている場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 1 :

非自動はかりでの確認がサンプル検査であり、個々の商品等の一部しか確認しない場合、自動はかりでの計量は、取引又は証明のための計量に該当する。

Q 2 : 商品等の売手と買手の双方がともに計量を行っている場合、取引又は証明のための計量に該当するのは、売手と買手のどちらによる計量が該当するのか？

A 2 :

個々の取引形態や契約によるが、一般的には、売手と買手のうち計量結果における最終的な責任を負っている方が、取引又は証明のための計量を行った者となる。

Q 3 : 親会社と子会社間の取引や同一法人内の支店同士の取引に使用するための計量は、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 3 :

親会社と子会社間の取引は、一般的には、内部管理にあたりと考えられないため、取引又は証明に該当する。

同一法人内の取引については、一般的には、内部管理にあたりと考えられるため、取引又は証明に該当しない。

参考 4 . 取引・証明に関する Q & A

Q 4 : 自動はかりで計量後、非自動はかりで 1 個ずつ全数確認している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 4 :

全ての商品について、非自動はかりで計量を行い、その計量結果を取引又は証明に使用している場合には、一般的には、非自動はかりによる計量が取引又は証明に該当する。

Q 5 : 自動はかりによる計量は、商品の過重、軽量品の選別にのみ使用している場合、当該自動はかりによる計量は取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 5 :

当該自動はかりの前後の工程で使用されている自動はかりが、取引又は証明に使用されているのであれば、過重、軽量品の選別にのみ使用している当該自動はかりは、一般的には、取引又は証明のための計量に該当しない。

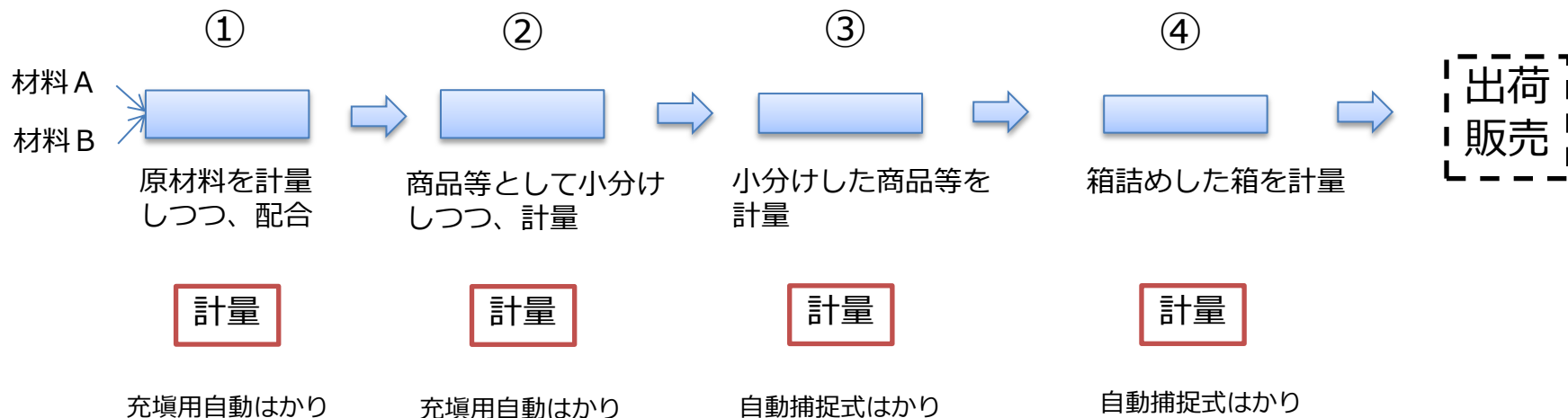
Q 6 : 複数の段階で計量を行っている場合、どの段階での計量が取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 6 :

どの段階での計量が取引又は証明に該当するかは、個々の商品や契約の要件等により異なるものと考えます。次ページに基本的な考え方を示しますので、判断の参考にして下さい。

(参考) Q6の基本的な考え方

例：スナック菓子（1袋（内容量100g））を同一工場内で製造、販売する場合における計量を想定した場合の考え方。



上記の工程で商品を製造・販売している場合、一般的には③の段階における自動捕捉式はかりにおける計量結果が取引又は証明に使用されていると考えられるが、①～④における計量が取引又は証明に該当するかどうかの一般的な考え方は、下記のとおり。

①一般的には、該当しない。

※工程管理に係る計量その他内部的な行為であって業務上その結果が他人に表明されない計量は含まれない。

②該当する場合 = ②の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ③以降の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

③該当する場合 = ③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ②又は④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

※②、③の段階において、同一の商品を全数計量し、その計量結果を取引又は証明に使用している場合は、②又は③のいずれかの自動はかりについて検定を受検し、合格すれば良い。

④該当する場合 = ④の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合

該当しない場合 = ②または③の段階で行った計量結果を取引又は証明に使用している場合や④の計量結果を取引又は証明に使用していない場合

参考 4 . 取引・証明に関する Q & A

Q 7 : 最終商品を個数や枚数で取引をしているが、製造工程の内部管理用の確認用途（原材料の計量、製品の過不足確認、社内規格との適合確認など）として、質量を計っている場合、当該質量を計量する自動はかりは、取引又は証明のための計量に該当するのか？

A 7 :

一般的には取引又は証明に使用されていないと考えられるが、当該自動はかりによる計量の結果が契約の要件になっている場合は、該当する場合がある。

2. 改正の概要

- (2-3 型式承認における試験成績書の受入れ)**
- (2-4 特殊容器の使用可能商品の追加)**
- (2-5 平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止)**
- (2-6 検定証印等の年号表記及び表示方法統一)**

2-3 型式承認における試験成績書の受入れ

施行日：平成29年10月1日

型式承認試験の申込み時に試験成績書を添付可能に

産業技術総合研究所等が行う型式承認において、次の①・②のいずれかが発行した試験成績書の全部又は一部を書面の審査として受入れ可能に

① 独立行政法人製品評価技術基盤機構

(NITE) からISO/IEC17025認定を受けた試験所 (非自動はかりのみ)

② 国際法定計量機関 (OIML) の加盟国

の型式承認機関 ※経済産業大臣が公示するもの (非自動はかり及び燃料油メーター)

試験成績書に必要な記載事項

(1)発行日

(2)機関の名称及び住所

(3)製造工場等の名称及び所在地

(4)特定計量器の種類

(5)特定計量器の型式又は能力

(6)構造に係る技術上の基準の試験結果



型式承認に係る審査のスピードを早める

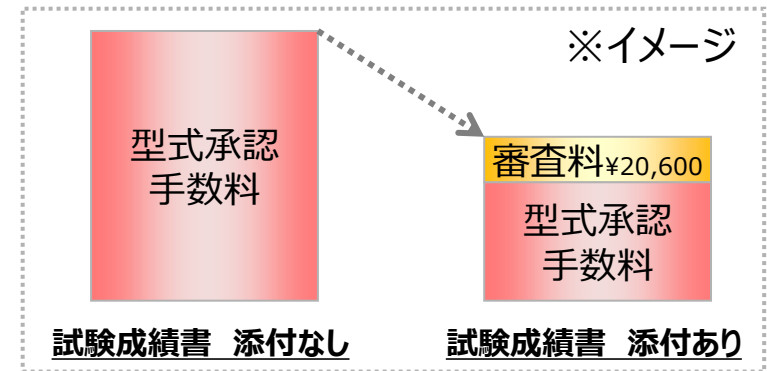
2-3 型式承認における試験成績書の受入れ

施行日：平成29年10月1日

国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

①申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

型式承認に必要とされる試験項目に関して試験成績書の全部又は一部の活用を認める。型式承認に係る技術上の基準への適合性に関する**試験成績書が添付された場合**、試験の実施を省略し、かかる**手数料を減額する**。



②電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】

一律金額を一部値下げ方向に見直し、別途必要な試験項目の手数料を合算する方式へ

※別途必要な試験項目

- ・放射無線周波電磁界免疫ティ試験
- ・無線周波電磁界免疫ティ試験
- ・サージ免疫ティ試験
- ・ソフトウェア制御の電子装置の追加要件試験

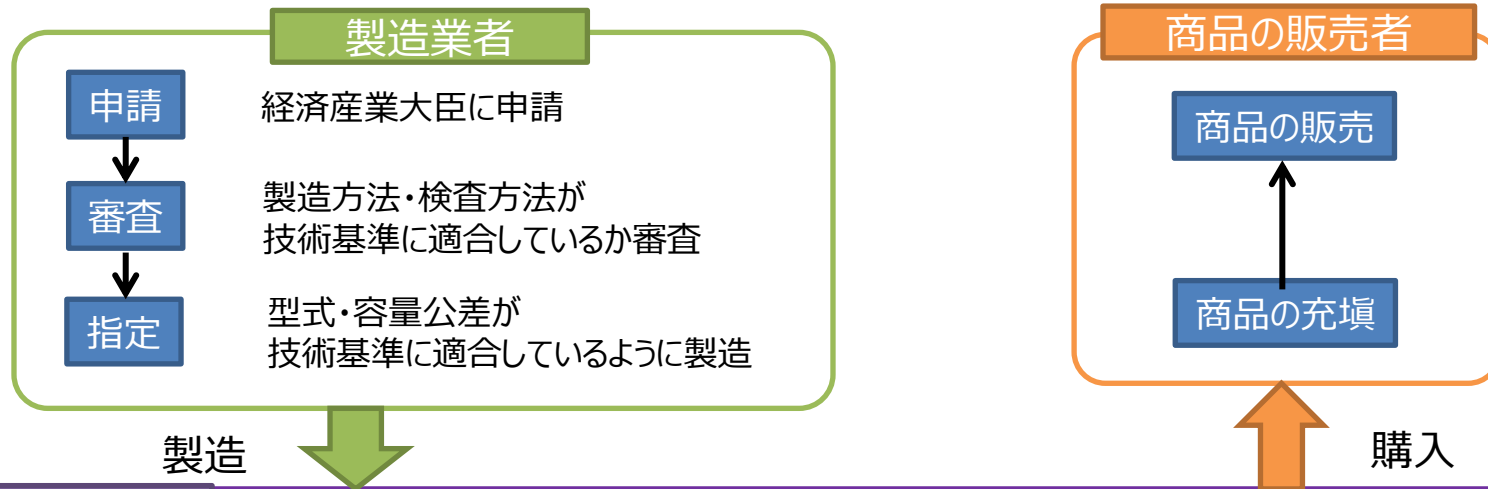


手数料を合理的な金額となるよう規定

2-4 特殊容器の使用可能商品の追加 ～特殊容器制度の概要～

特殊容器制度・・・体積を計量する代わりに、特殊容器（計量法に基づき、ある高さまで液体商品を満たした場合に正しい量が確保される容器）を使用することができる制度

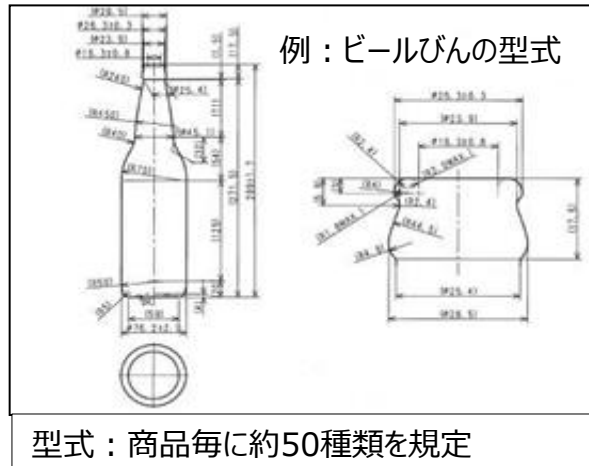
※「取引又は証明において計量器でないものを使用して計量してはならない」の例外規定



特殊容器



丸正マーク 内容量



充填可能商品（政令）

牛乳(脱脂乳を除く。)、加工乳及び乳飲料	ビール
乳酸菌飲料	清酒
ウスターソース類	しょうちゅう
しょうゆ	ウイスキー
食酢	ブランデー
飲料水	果実酒
発泡性の清涼飲料	みりん
果実飲料	合成清酒
牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料	液状の農薬

2-4 特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正。発泡酒や第三のビール等、特殊容器使用可能商品追加の要望がある酒類が新たに使用可能に。

計量法施行令第8条 改正後 ※漢数字は計量法施行令第8条の号番号

十 みりん（次号に掲げる酒類に該当するものを除く。）

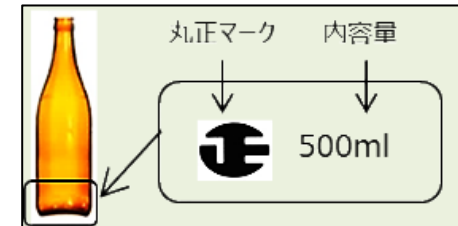
十一 酒類（酒税法第2条第1項に規定する酒類（同法第3条第22号に規定する粉末酒を除く。）をいう。）

酒税法第2条第1項に規定する酒類 ※漢数字は酒税法第3条の号番号

七 清酒	八 合成清酒
九 連続式蒸留焼酎	十 単式蒸留焼酎
十一 みりん	十二 ビール
十三 果実酒	十四 甘味果実酒
十五 ウイスキー	十六 ブランデー
十七 原料用アルコール	十八 発泡酒
十九 その他の醸造酒 ※第三のビール等	二十 スピリッツ
二十一 リキュール ※第三のビール等	二十三 雑酒

二十二 粉末酒

← 体積で取引されないため
対象商品になり得ない



改正前（該当部分）

※漢数字は計量法施行令第8条の号番号

十 ビール
 十一 清酒
 十二 しょうちゅう
 十三 ウイスキー
 十四 ブランデー
 十五 果実酒
 十六 みりん
 十七 合成清酒

2-5 平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

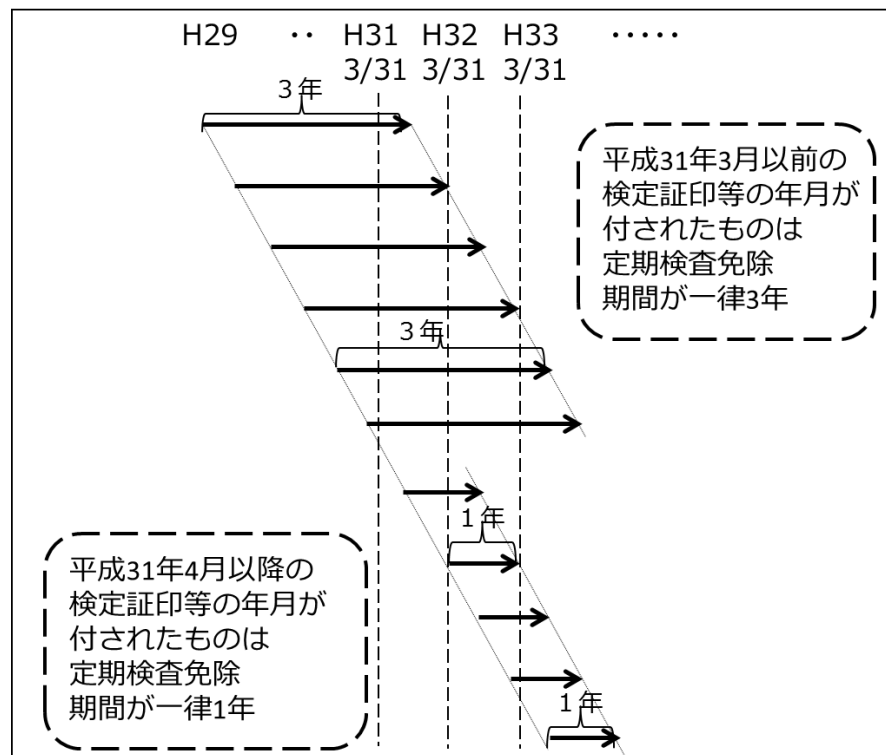
平成5年令制定時に講じた**特例措置を廃止**する。

※特例措置：非自動はかり等の初回定期検査を当分の間、3年免除

**平成31年(2019年)3月以前の
検定証印等の年月が付されたものは
定期検査免除期間が3年**

※ただし、三年を経過する前に当該非自動はかり、分銅又はおもりが使用され、又は使用に供するために所持され、かつ、その使用され、又は所持された日後において、当該非自動はかり、分銅又はおもりの使用に係る事業所の所在地を区域とする定期検査が行われた場合にあっては、その定期検査の実施の期日までの期間

**平成31年(2019年)4月以降の
検定証印等の年月が付されたものは
定期検査免除期間が一律1年**



2-6 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

施行日：平成29年10月1日

①検定証印等の年号表記について、和暦表記を改め、西暦表記へ

	現行の例（和暦）			改正の例（西暦）		
検定証印（検則第25・26条）	8 11	8.11	8 11	2017 11	2017.11	2017 11
型式承認表示（検則第35条）	型式承認第1号6			型式承認第1号2017		
定期検査済証印（検則第48条）	⑤ ₁₁		⑤11	②017 ₁₁		②017 11

※ほか、計量証明検査済証印（検則第56条）、修理済表示（施行規則第15条）についても西暦表記へ変更

②自治体等のはり付け印を選択可に、 指定検定機関のはり付け印へ移行

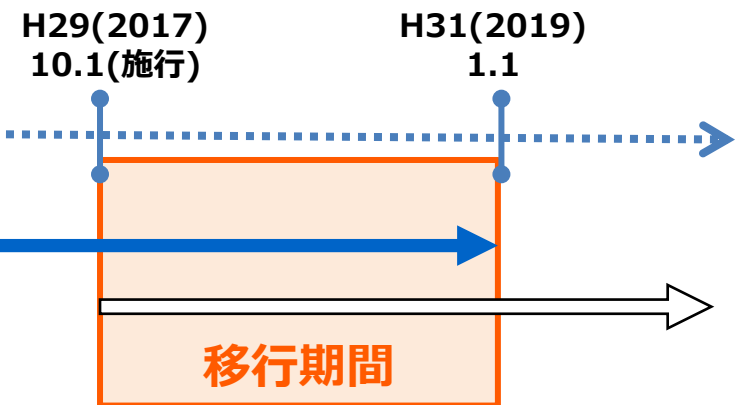
検定証印及び基準適合証印を付す方法にはり付け印による方法を追加。指定検定機関が付す検定証印ははり付け印のみとする。

③経過措置

当該規定において
検定証印等を付す
ことができる時期

現規定
新規定

- ・西暦表記
- ・指定検定機関で
使用するはり付け印



※施行日後に指定検定機関となる団体は、指定開始当初からはり付け印のみとする。

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令について ＜改正のポイント＞

公布日：平成29年6月21日 施行日：平成29年10月1日
(ただし、(2)特殊容器使用商品の追加に関する改正は、公布の日に施行。)

(1)従来から検定を行っている質量計において 自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器【施行令第2条関係】

「自動はかり」を特定計量器とする

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

「ホッパースケール」「充填用自動はかり」「コンベヤスケール」「自動捕捉式はかり」の4器種を検定の対象へ

③指定検定機関の指定の区分の追加【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は器種ごと（4器種）に指定可能

④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】




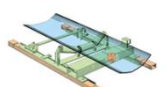
有効期間は2年。

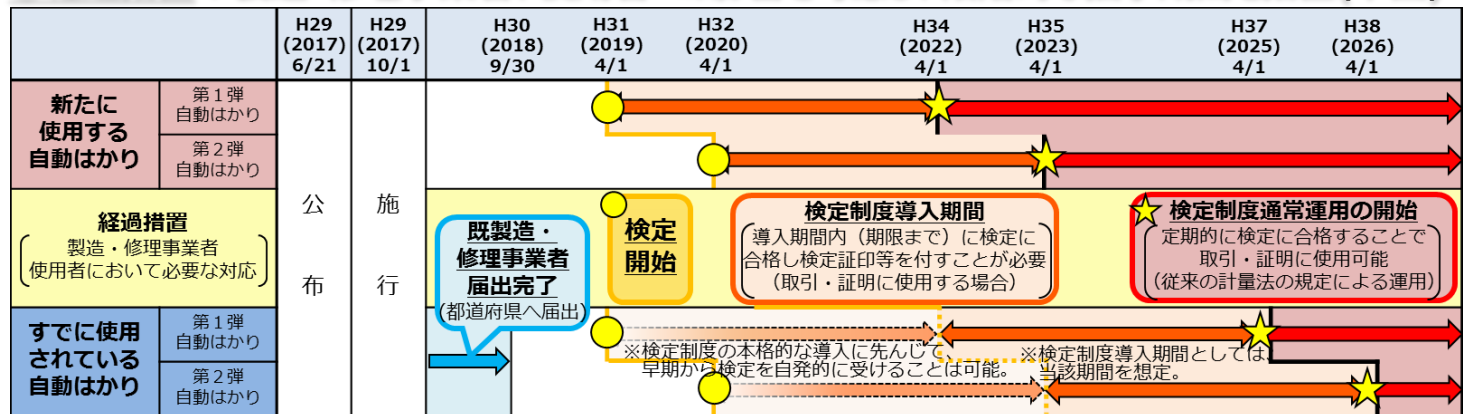
ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりは6年。

⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

産業技術総合研究所又は指定検定機関に申請可能

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置(下図)

第1弾自動はかり	第2弾自動はかり
	
自動捕捉式はかり	ホッパースケール
第2弾自動はかり	第2弾自動はかり
	
充填用自動はかり	コンベヤスケール

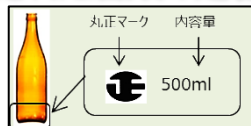


(2)特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正

※発泡酒などの酒類が新たに使用可能に。



(3)国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

①申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

要件を満足した試験成績書を添付した場合における手数料の減額措置

②電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】：

一律金額を一部見直し、必要な試験項目の手数料を合算方式へ

(4)その他:平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

(表示年月が平成31年3月以前の検定証印等が付されたもの(定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く)の特例措置とする) 3

計量法施行規則の一部を改正する省令等について ＜改正の概要＞ 公布日：平成29年9月22日

(1) 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加【施行日：平成30年4月1日（自動はかりの区分は別の日に施行）】

①器差検定を中心とした指定検定機関の指定申請が可能に

＜区分＞	＜固有の要件＞
・非自動はかり	・一般計量士3名以上含む6名以上で
・自動はかり（4器種）	要件を満たす者が検定を実施
・燃料油メーター （一部のもの）	・地域ブロックでの指定が可能 など

②指定検定機関の中立性・独立性の担保

中立性・独立性を担保する観点から基準を規定

- ・検定を受ける者が指定検定機関の親法人でないこと
- ・検定の実施部門が部門として独立し、役員・職員は、検定の実施部門と検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門を兼ねないこと、など

(2) 自動はかりに関する所要の見直し【施行日：平成29年10月1日】

①製造及び修理事業の届出区分に自動はかりの区分を5項目追加

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり

②経過措置

すでに使用されている自動はかりについては、その旨の証を検定時に検定証印にあわせて付する（※構造検定の一部を省略予定）

- ・自動捕捉式はかり：平成37年(2025年)3月31日までに付する
- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、
コンベヤスケール：平成38年(2026年)3月31日までに付する

③自動はかりを使用するすべての適正計量管理事業所での届出

計量管理の方法等の届出が必要なため、一定の届出期間を設定

(3) 型式承認の試験成績書の受入れ【施行日：平成29年10月1日】

産業技術総合研究所が行っている型式承認において、以下①・②のいずれかが発行した試験成績書の全部又は一部を書面の審査として受入れ可能に

- ①NITEによるISO/IEC17025の認定を受けた試験所(非自動はかり)
- ②OIML加盟国の型式承認機関(非自動はかり及び燃料油メーター)
(※あわせて、試験成績書を添付した場合の減額について規定)

(4) 一般計量士の資格認定コースの実務経験期間の短縮

資格認定に必要な実務経験期間を、現行の5年から、最短2年（質量に係る計量）とする。

(5) 電磁的記録媒体による提出の導入

JCSS、MLAP、その他計量法関連における申請手続において、CD-R、DVD-Rによる提出が可能に

(6) 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

- ・和暦表記を改め、西暦表記へ（平成31年に西暦へ統一）
- ・自治体等ははり付け印を選択可能に、
指定検定機関ははりつけ印へ移行

(7) 指定製造事業者へのISO9001の活用

指定製造事業者の指定における品質管理基準をISO9001へ整合、指定に際しISO9001認証結果の活用が可能に

(※その他の省令改正（下記の事項等を改正）

- ・基準器検査の申請の際に添付できるJCSS校正証明書の有効期間（30日以内）を明確化
- ・JCSS登録区分「時間及び周波数」に「回転速度」を追加

配布資料について

※今回の配布資料を含む計量制度見直しの最新情報・関連資料等については、経済産業省の計量行政ホームページに掲載しております。ぜひ御参照いただけますようお願いいたします。

<経済産業省 計量行政ホームページ>

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/keiryougyousei.html